

岐阜県災害支援対策本部等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県以外の都道府県で大規模災害等が発生した場合に被災地を支援するための「岐阜県災害支援対策本部」（以下、「対策本部」という。）及び災害情報の収集、災害支援対策の提案等を行うための「岐阜県災害支援対策本部幹事会」（以下、「幹事会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の召集及び解散)

第2条 対策本部は、次のいずれかの場合に知事が職員を召集するものとする。ただし、岐阜県において災害等が発生した場合は、県内の対応を優先とする。

- 一 岐阜県以外の都道府県において大規模な地震が発生し、支援が必要と認められるとき
 - 二 岐阜県以外の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件・事故が発生し、支援が必要と認められるとき
 - 三 その他、知事が必要と認めるとき
- 2 知事は、対策本部を存続させる必要が無くなったと認められるときは対策本部を解散する。

(対策本部の組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事を、副本部長は、副知事とする。
- 3 対策本部を構成する本部員は、岐阜県地域防災計画に基づく岐阜県災害対策本部の構成員とする。
- 4 本部長は、対策本部の事務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(対策本部の所掌事務)

第4条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 被災地の被害状況の確認
- 二 災害支援対策の決定（具体的な支援対策内容は別表1による）
- 三 被災地の支援活動に必要な事項の決定
- 四 第二号及び第三号の各部局への指示
- 五 災害支援対策の公表
- 六 被災都道府県への職員派遣の決定
- 七 その他支援に必要な事項の検討、実施

(幹事会の召集及び解散)

第5条 幹事会は、次のいずれかの場合に危機管理部長が職員を召集するものとする。

- 一 岐阜県以外の都道府県において大規模な地震が発生したとき
 - 二 岐阜県以外の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件・事故が発生したとき
 - 三 その他、危機管理部長が必要と認めるとき
- 2 危機管理部長は、対策本部が廃止されたとき、又は幹事会を存続させる必要が無くなったと認められるときは幹事会を解散する。

(幹事会の組織)

第6条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、危機管理部次長（事務）をもって充てる。
- 3 副幹事長は、危機管理部次長（警察）をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を総括する。
- 6 危機管理部長は、必要があると認めたときは、幹事を追加するものとする。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 災害情報の収集、被災状況の調査
- 二 被災都道府県災害対策本部等との連絡・調整
- 三 被災地のニーズ（職員派遣、防災資機材提供等）の把握
- 四 災害支援対策案の作成
- 五 被災地の支援活動に必要な事項（車両の確保、宿泊先等）の調整
- 六 第四号及び第五号の各部局との調整
- 七 被災都道府県への職員派遣の提案
- 八 災害支援対策マニュアルの作成、保存
- 九 その他支援に必要な事項の調整

(会議)

第8条 対策本部の会議（以下、「対策本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、特定の本部員による対策本部会議を開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議の構成員以外の者に対し、対策本部会議へ出席の上、意見等を求めることができる。

(事務局)

第9条 対策本部の事務局は、防災課に置く。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

部名	災害発生後の タイミング (目安)			被災都道府県に対する支援に関する業務
	直後	2～3日 後	4日 後以降	
教育委員会			○	・ 文教施設の応急危険度判定士派遣要請による技術的支援

※ 本表に記載してある支援対策以外で、支援を必要とする場合においては、対策本部会議において必要な災害支援対策を協議し、支援を行う。

別表2（第6条関係）

広報課長
 危機管理政策課長
 原子力防災室長
 防災課長
 防災課管理調整監
 防災課地域防災支援監
 防災課防災対策監
 消防課長
 環境生活政策課長
 健康福祉政策課長
 商工・エネルギー政策課長
 建設政策課長
 都市政策課長
 警察本部警備第二課長